

## 個人情報保護に関する覚書

茨城県立こころの医療センター（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、甲乙間において締結した臨床検査業務委託契約（以下「原契約」という。）の業務履行のため、甲から開示された機密情報の取扱いについて、以下のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

### （本覚書の目的）

第1条 本覚書は、原契約に基づき甲が乙に委託する業務のうち、次条に定める機密情報について、その取扱い条件を定めることを目的とする。

### （定義）

第2条 本覚書における機密情報とは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）以下「法」という。）第2条に定める「個人情報」であり、文書、音声、映像又は電子媒体等、記録の形式は問わない。

2 前項に定める情報のうち、次の各号に定める情報は、機密情報に含まれないものとする。

- （1）既に公知となっている情報及び開示後に公知となった情報
- （2）甲が乙に公表することを承諾した情報
- （3）乙が秘密保持義務を負うことなく第三者から適法かつ正当に入手した情報
- （4）乙が原契約締結前に既に保有していた情報（ただし、過去に甲と締結した契約の業務履行に伴い入手した情報を除く。）

### （機密情報の秘密保持）

第3条 乙は、原契約の業務遂行にあたり甲から取扱いを委託された機密情報を、原契約業務遂行以外の目的で、加工、利用、複製又は複製してはならないものとし、また、原契約第6条に定める再委託先が原契約業務の遂行上必要な最小限度において、機密情報を取り扱う場合を除き、他に開示し又は漏えいしてはならないものとする。

- 2 乙は、自己の役員及び従業員（直接的であるか間接的であるかを問わず、乙の指揮監督を受けて原契約業務に従事する者をいう。以下「従業員等」という。）に対し、機密情報に関する秘密保持義務を負わせるとともに、その目的外利用を禁止するものとする。
- 3 乙は、従業員等が退職する場合、当該従業員等に対し、退職後の秘密保持義務に関する誓約書の提出を求めるなど、在任若しくは在職中に知り得た全ての機密情報の返還又は破棄を義務づけるために合理的に必要と認められる措置を講ずるものとする。

### （安全管理措置）

第4条 乙は、原契約業務の遂行にあたり、機密情報の漏えい、滅失又はき損（以下「漏えい等」という。）の防止のために合理的と認められる範囲内で、組織的、人的、物理的及び技術的な安全管理のために必要かつ適切な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じなければならない。

(管理、監督)

第5条 乙は、前条に定める安全管理措置を徹底するため、原契約業務の遂行にあたり機密情報の取扱いに関する管理責任者を定めるものとする。

2 乙は、原契約業務の遂行上、実際に機密情報を取り扱う従業員等の範囲を限定するものとし、当該従業員等に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない

3 乙は、原契約業務の遂行上、機密情報の取扱いの全部又は一部を第三者（以下「再委託先」という。）に再委託する場合には、乙の責任において、再委託先に対して、本覚書に定める乙の義務と同等の義務（再委託先において、前2項に定める安全管理措置を講じることを含む。）を課すとともに、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(監査)

第6条 甲は、乙における安全管理措置の実施状況を確認するために必要な限度において、乙に対し、報告、資料の提出又は監査の受入れを求めることができるものとする。

(改善の指示)

第7条 甲は、前条による報告、資料の提出又は監査の結果、乙において機密情報の安全管理措置が十分に講じられていないと認めるときは、乙に対し、安全管理措置の改善を要請することができるものとする。

(事故発生時の対応)

第8条 乙は、機密情報の漏えい等の事故が発生したと認識し、又は発生したおそれがあると判断したときは、直ちに甲に報告するものとする。このとき、乙は、事故の拡大又は再発を防止するために合理的に必要と認められる措置を講じなければならない。

(損害賠償)

第9条 乙は、自己の責に帰すべき事由により、本覚書に違反して、機密情報の漏えい等の事故が発生し、甲の本人（機密情報の主体）等に対する損害が生じた場合、これを賠償する責任を負うものとする。

(有効期間)

第10条 本覚書の有効期間は、原契約に定めるところに従うものとする。

2 前項の定めにかかわらず、第3条、第8条及び第9条は、原契約及び本覚書終了後も有効に存続するものとする。

(機密情報の返還等)

第11条 乙は、本件業務が終了したとき、又は甲の求めがあるときはいつでも、甲より取扱いを委託された機密情報（その複製物を含む。）の全部又は一部を甲に返還し、又は記録媒体から消去しなければならない。

(原契約との関係)

第12条 本覚書に定めのない事項については、原契約の定めるところによる。

(合意管轄)

第13条 本覚書に関する紛争については、水戸地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第14条 本覚書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、信義誠実の原則に従い甲乙協議し、円満に解決を図るものとする。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 茨城県笠間市旭町 654  
茨城県立こころの医療センター  
病院長

乙